

令和6年門審第8号

裁 決
旅客船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官小林努出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和5年7月30日13時33分

山口県青海島北東岸

2 船舶の要目

船 種 船 名 旅客船A

総 ト ン 数 8.5トン

全 長 13.40メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 180キロワット

3 事実の経過

(1) 設備及び性能等

Aは、平成9年11月に進水した最大搭載人員が旅客29人、船員1人及びその他の乗船者1人のFRP製旅客船で、船体ほぼ中央部に操舵室を、同室前方に20人の、及び操舵室後方に9人の座席を設けた旅客区画をそれぞれ配し、操舵室ほぼ中央に舵輪を、その右舷側に機関操縦レバー及び磁気コンパスをそれぞれ装備し、舵輪後方に操縦席を備えていた。

(2) a 受審人の経歴等

a 受審人は、（省略）平成30年7月よりAの船長として乗船していた。

(3) 本件発生海域及び観光遊覧経路の状況

本件発生海域は、青海島北東岸に位置する島見門と称される洞門で、西側水路幅は約7メートル、最狭部の水路幅は約2.6メートル、洞門の東西方向の距離は約20メートルとなっている。

また、島見門東側から東方約15メートルのところに干出岩が、その北東方約5メートルのところに水上岩が存在し、その間の水路幅は約5メートルで、その水上岩の東方約15メートルのところに暗岩が存在し、その間の水路幅は約10メートルとなっている。

そして、観光遊覧経路は、島見門西側から洞門に入り、洞門を出たのち水上岩を船首目標として東行し、水上岩と干出岩間の水路を通過するように右転したのち水上岩と暗岩間の水路に向け、同水路を通過するように左転して島見門沖合に向けるものであった。

(4) 本件発生に至る経緯

Aは、a 受審人が1人で乗り組み、旅客14人を乗せ、観光遊覧の目的で、船首0.5メートル船尾1.3メートルの喫水をもって、

令和5年7月30日12時40分山口県仙崎港所在の専用栈橋を發し、青海島周辺の観光遊覧に向かった。

a 受審人は、13時30分頃島見門北西方沖合に至り、一旦停止して島見門入口付近の波高を確認したのち、同入口に向けて発進し、13時32分島見門に入って東行した。

a 受審人は、13時32分半僅か過ぎ山口県長門市に所在する標高248.7メートルの二等三角点通浦（以下「通浦三角点」という。）から342度（真方位、以下同じ。）400メートルの地点で、針路を水上岩に向く074度に定め、2.0ノットの対地速力で、手動操舵によって進行した。

13時33分少し前 a 受審人は、通浦三角点から343度400メートルの地点に達したとき、干出岩が右舷正横約10メートルのところとなり、そのまま右転すると、干出岩に向首して接近する状況となったが、島見門を通過した安堵感と旅客の歓声に気をとられ、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かずに、針路を110度に転じて続航した。

こうして、a 受審人は、干出岩に向首したまま進行し、13時33分通浦三角点から345度390メートルの地点において、原針路及び原速力で、干出岩に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力3の南南東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、両舷船底部外板に擦過傷、推進器翼に曲損を生じたが、のち修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、青海島北東岸において、観光遊覧中、島見門を通過後、

干出岩付近を航行する際、船位の確認が不十分で、干出岩に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、青海島北東岸において、観光遊覧中、島見門を通過後、干出岩付近を航行する場合、干出岩に向首することのないよう、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、島見門を通過した安堵感と旅客の歓声に気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、干出岩に向首して接近する状況となったことに気付かないで航行して干出岩に乗り上げる事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 7 年 5 月 1 4 日

門司地方海難審判所

審判官 関 昌 芳